

パスポート・アドバンテージのご契約条件

パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件

月次ライセンスに関する特則

本「月次ライセンスに関する特則」(以下、「本特則」といいます。)の条件は、「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」または「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」の条項に追加されるものであり、IBM またはいずれかの認定 IBM ビジネス・パートナーが月次ベースでお客様に使用許諾を提供する特定の「IBM プログラム」に適用されます。お客様は、以下に記名・押印することにより「本特則」の条件に変更なしに同意します。本特則で定義されていない用語は、「本契約」の定義によります。

1. 定義

「本契約」とは、お客様の「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」または「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」のいずれか該当するほうをいいます。

「コミットメント期間」とは、お客様が IBM に支払いを約束した期間、および適用される「取引文書」で定められる、お客様が「ML プログラム」を利用できる期間をいいます。

「お客様」とは、「本契約」または関連取引文書で「お客様」と明示された者をいいます。

「ML プログラム」とは、定められた「コミットメント期間」に月次料金でお客様が利用できる「IBM プログラム」をいいます。

「月次ライセンス」(以下、「ML」といいます。)とは、IBM がお客様に対して「ML プログラム」を提供する際に準拠する条件をいいます。

2. 更新

2.1 コミットメント期間の自動更新

お客様の PoE で「ML プログラム」の更新が「自動」と定められている場合、IBM は、期間満了となる「ML プログラム」の「コミットメント期間」を自動更新します。この場合、その時点の最新の料金が以降の「コミットメント期間」に適用されます。

お客様は、現行の「コミットメント期間」の満了日の 1 か月前までに、IBM またはお客様の IBM ビジネス・パートナーに書面で通知することにより、期間満了となる「ML プログラム」の「コミットメント期間」の自動更新を停止することができます。

2.2 コミットメント期間後の継続請求

お客様の PoE で「ML プログラム」の更新が「継続請求」と定められている場合、IBM は、請求書に記載の請求期間に対して適用される料金、および同じ請求頻度で、お客様に「ML プログラム」の料金を継続して請求します。

お客様は、1 か月前までに IBM またはお客様の IBM ビジネス・パートナーに書面で通知することにより、「ML プログラム」を解約し、それにより継続請求を停止させることができます。お客様による「ML プログラム」の使用が取り消された時点で、IBM は当該取り消しが生じた月の未払い料金をお客様に請求します。前払い金の未利用部分については返金されません。

2.3 非更新

お客様の PoE で「ML プログラム」の更新タイプが「終了」と定められている場合、IBM は、初回の「コミットメント期間」の終了時に「ML プログラム」を更新せずに、「ML プログラム」の使用許諾を終了します。

初回の「コミットメント期間」以降も「ML プログラム」の使用を継続するために、お客様は、IBM またはお客様の IBM ビジネス・パートナーに発注して、新規の「コミットメント期間」を取得しなければなりません。

3. 解約可能期間

「IPLA」の「解約可能期間」の規定は、一括払い、「期限付」、または本特則のいずれが適用されるかに関わらず、お客様が当該「プログラム」のライセンス交付を初めて受けた時に限り、「MLプログラム」に適用されます。お客様は、当該「MLプログラム」の初回の「コミットメント期間」の最初の30日以内に「MLプログラム」を返却した場合に限り、「MLプログラム」の返金を受けることができます。ただし、IBMは、支払済みの料金または支払い期日の到来している料金に対する相殺または返金はいたしません。

4. 終了および中止

4.1 MLの終了

IBMは、その時点におけるすべてのお客様に対して、発表レター、書面、もしくは電子メールで12か月前までに通知することにより、「ML」を終了することができます。

本特則に相反する定めがある場合でも、お客様が本特則の適用される条件に違反したために、IBMが「MLプログラム」へのお客様のアクセスを解除する場合、「コミットメント期間」の未利用期間分につき、IBMは以降の支払いとの相殺または返金を行う義務を負いません。

4.2 使用許諾の終了

お客様が「MLプログラム」を使用する権利は、お客様が「MLプログラム」の使用に対する支払いをコミットメントした期間の最終日に終了します。お客様は、使用許諾が終了した時点で、お客様が所有する「MLプログラム」のすべてのコピーについて、使用を即時に中止、および破棄することに同意するものとします。

4.3 MLプログラムの中止

IBMが特定の「MLプログラム」の「ML」を中止した場合、お客様は以下について了解します。

- a. お客様が当該「MLプログラム」の「コミットメント期間」を更新できないこと。
- b. かかる中止が通知される前に、お客様が当該「MLプログラム」の「コミットメント期間」を更新した場合、お客様は、当該「ML」の条件に基づき、その時点で有効な「コミットメント期間」の満了日まで当該「MLプログラム」の使用を継続するか、または按分計算した料金を返金すること。

本「月次ライセンスに関する特則」、「本契約」、およびそのすべての「取引文書」は、お客様が「ML」を取得する対象取引に関する両当事者間の完全な合意であり、お客様とIBMとの事前の口頭または書面による意思表示、表明、約束、保証、誓約、約定、およびコミットメントに取って代わります。適用されるすべての「取引文書」を含め、本特則を締結するにあたり、いずれの当事者も、本特則、「本契約」、または「取引文書」に明記されていないいかなる表明にも依拠していません。お客様からの書面での意思表示(注文書など)による条件の追加または変更は、無効とされます。

各当事者は、本特則(または参照により本特則を組み込むその他の文書)に記名・押印するか、または法律で認められている場合は電子的に署名することにより、本特則の条件に同意します。記名・押印後には、i) 信頼できる手段(例えば、電子画像、 photocopy、またはファクシミリ)により作成された本特則の複製は、原本とみなされ、また、ii) 本特則に基づいて取得したすべての「ML」には本特則が適用されます。

同意します。

<お客様法人名>

責任者 _____

お客様の記名・押印

氏名(活字体):

同意します。

<IBM 法人名>

責任者 _____

記名・押印

氏名(活字体):

役職 (活字体):

日付:

契約書番号/サイト番号:

IBM お客様番号:

お客様住所: _____

役職 (活字体):

日付: